

平成31年度八王子市農業委員会第5回総会会議録

- 1 開催年月日 令和元年8月28日 水曜日
- 2 開催場所 八王子市役所 議会棟 全員協議会室
- 3 開催時間 午後2時00分 から 午後2時45分 まで
- 4 出席委員 (22名)

農業委員会委員

- | | |
|---------------|--------------|
| 1 番 米 津 元 一 | 2 番 熊 澤 治 彦 |
| 3 番 青 柳 有 希 子 | 4 番 中 西 伸 夫 |
| 5 番 原 島 元 義 | 6 番 有 竹 満 次 |
| 7 番 小 林 裕 恵 | 8 番 菱 山 史 郎 |
| 9 番 坂 本 真 一 | 10 番 田 中 政 博 |
| 11 番 村 松 徹 | 12 番 峰 尾 達 雄 |
| 13 番 山 田 正 | 14 番 門 倉 豊 |

農地利用最適化推進委員

- | | |
|--------------|--------------|
| 15 番 内 藤 廣 行 | 16 番 田 中 和 敏 |
| 17 番 内 田 茂 | 18 番 福 田 一 訓 |
| 19 番 三 上 正 治 | 20 番 町 田 裕 通 |
| 21 番 石 川 研 | 22 番 井 上 正 芳 |

5 事務局職員出席者

- | | | | |
|------|---------|-----|---------|
| 事務局長 | 山 崎 光 嘉 | 課 長 | 音 村 昭 人 |
| 主 査 | 上 原 裕 之 | 主 査 | 黒 田 康 雄 |
| 主 任 | 笹 野 一 幸 | 主 事 | 萩 原 健 太 |

平成31年度（2019年度）
八王子市農業委員会 第5回総会 議題

（令和元年8月28日）

【専決処分案件】

- 第1 市街化区域内農地の「権利の移動を伴わない転用」の届出について
- 第2 市街化区域内農地の「権利の移動を伴う転用」の届出について
- 第3 地目変更登記に係る照会に対する調査結果について
- 第4 非農地証明の願出について
- 第5 相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について

【審議案件】

- 第6 生産緑地に係る「農業の主たる従事者」の証明について
- 第7 生産緑地に係る「農業の主たる従事者」の証明について
- 第8 生産緑地に係る「農業の主たる従事者」の証明について
- 第9 相続税の納税猶予に関する適格者の証明について

【報告案件】

- 第10 農地の権利取得の届出について
- 第11 相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について
- 第12 農地所有適格法人の事業状況調査報告について

《午後2時00分開会》

議長 ただいまから、平成31年度八王子市農業委員会第5回総会を開会します。なお、本日、農業委員及び推進委員に欠席はございません。農業委員定数14名のうち、半数以上が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本総会は有効に成立しております。また、農業委員会等に関する法律第30条第1項の規定により、出席した農業委員の過半数で決することになりますが、推進委員の皆様にもぜひ積極的なご意見をいただきたいと思います。第1及び第2については、「市街化区域内農地の転用の届出について」でありますので、一括報告とします。事務局より報告願います。

事務局

第1「市街化区域内農地の権利の移動を伴わない転用の届出について」
7月1日から7月31日までの届出分（16件）
第2「市街化区域内農地の権利の移動を伴う転用の届出について」
7月1日から7月31日までの届出分（14件）を報告。

議長

報告は終わりました。第1・第2についてご質問はありませんか。質問なしと認め、進行します。
第3「地目変更登記に係る照会に対する調査結果について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第3「地目変更登記に係る照会に対する調査結果について」を報告
（5件）

議長

報告は終わりました。第3についてご質問はありませんか。質問なしと認め、進行します。
第4「非農地証明の願出について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第4「非農地証明の願出について」を報告。（2件）

議長

報告は終わりました。第4についてご質問はありませんか。

農業委員 この案件のように届出をしないで農地転用した場合には、指導しない
のですか。

事務局 年に一度、農地利用状況調査を行っていますので、このような場合には指導を行っていきます。

議長 ほかにございませんか。質問なしと認め、進行します。
第5「相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局 第5「相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について」
を報告。(10件)

議長 報告は終わりました。第5についてご質問はありませんか。質問なし
と認め、進行します。
第6「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」を議
題にします。事務局より説明願います。

事務局 第6「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」
買取申出生産緑地は諏訪町の土地4筆、2,383㎡。
買取申出事由の生じた者について、住所は大楽寺町、申出者との続柄は
「父」申出事由は「死亡」、申出事由の生じた日は平成31年1月22日。
年齢は92歳、年間従事日数は300日。

議長 説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いし
たいと思います。

推進委員 それではご報告いたします。8月19日、事務局と当該生産緑地を確
認するとともに、願出者に話を伺いました。願出者の父は、結婚を機
に農業に従事するようになりました。当該地では主にクワを栽培して
きました。20年ほど前に養蚕をやめ、その後はナスやネギ、サトイモ
などを栽培するようになりました。高齢により徐々に身体が衰えなが
らも、息子の手を借り、当該生産緑地を管理してきました。しかしそ

の後、体調を崩して入院し、今年1月に92歳で亡くなりました。今回の調査において、お元気だったころは、この生産緑地の中心的な農業従事者であったことを確認しました。報告は以上です。

議長 質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第6については、これを証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、証明することに決定しました。

第7「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第7「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」

買取申出生産緑地は南浅川町の土地1筆、598㎡。

買取申出事由の生じた者について、住所は相模原市中央区、申出者との続柄は「父」申出事由は「死亡」、申出事由の生じた日は平成30年12月20日。年齢は83歳、年間従事日数は300日。

議長 説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

農業委員

それではご報告いたします。8月16日、事務局と当該生産緑地を確認するとともに、願出者に話を伺いました。願出者の父は、小さい頃から親を手伝う形で農業に携わりはじめ、当該地ではラッカセイ、サトイモ、サツマイモ、ジャガイモなどを栽培してきました。収穫した作物は、自家消費や庭先販売に加え、近所の商店に販売してきました。仕事と両立しながらも農業に従事し、定年退職後は当該生産緑地の維持に専念してきましたが、昨年12月20日に83歳で亡くなりました。死亡後は、周りの生産緑地に迷惑をかけることのないよう、隣接生産緑地を所有する弟が手入れをしていました。しかし、自身の生産緑地を維持管理しながら、当該地を手入れしていくことは体力的に困難で

あると聞きました。また市外在住の娘は、ほかに農地を所有しており仕事をつづけながら、当該地を維持するのは困難であるため解除することを決めたそうです。今回の調査において、お元気だったころは、この生産緑地の中心的な農業従事者であったことを確認しました。報告は以上です。

議長 質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第7については、これを証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、証明することに決定しました。

第8「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第8「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」

買取申出生産緑地は下柚木二丁目の土地2筆、1,981㎡。

買取申出事由の生じた者について、住所は下柚木二丁目、申出者との続柄は「父」申出事由は「死亡」、申出事由の生じた日は平成31年3月2日。年齢は96歳、年間従事日数は300日。

議長 説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

農業委員

それではご報告いたします。8月20日、事務局と当該生産緑地を確認するとともに、願出者に話を伺いました。願出者の父は、戦争が終わった後の、昭和21年頃から農業に従事してまいりました。当該地では植木を栽培し、園芸センターや植木市などに出荷してきました。持病等はなく、85歳頃まで元気に畑で植木の手入れを行っていましたが、86歳を過ぎた頃から体力が低下し、思うように畑で作業ができなくなってきました。93歳頃から歩行が困難になり、家の中で過ごすことが多くなりました。そんな状態でも植木市で店番をするなど可能な

限り農業に関わりを持っていましたが、今年の3月、96歳で亡くなりました。このほかに生産緑地を所有していますが、願出者によると、今後もそのまま維持管理していくとのことでした。今回の調査において、お元気だったころは、この生産緑地の中心的な農業従事者であったことを確認しました。報告は以上です。

議長 質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第8については、これを証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、証明することに決定しました。なお、この案件のように生産緑地の主たる従事者証明が出されたのち、買い取りの申出をされた土地は、農業者が優先して取得できます。ほしいという方がいらっしゃいましたら、委員の皆さんあつ旋して下さい。事務局で対応いたします。

第9「相続税の納税猶予に関する適格者の証明について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第9「相続税の納税猶予に関する適格者の証明について」
被相続人について、住所は南浅川町、耕作面積は977㎡。相続開始年月日は平成31年3月3日。
相続人について、住所は南浅川町、年齢60歳、被相続人との続柄は「子」。
適用を受けようとする農地は南浅川町にある8筆、合計839㎡。相続開始前の農耕従事実績有り、農業経営の開始年月日は平成25年4月1日

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

農業委員

それでは地区の担当委員として報告します。7月18日、事務局と対象の農地を確認するとともに、願出者に話を伺いました。納税猶予の適用を受けようとする南浅川町の農地は全て生産緑地の指定を受け

ています。自宅の北西側に位置する4筆のうち1筆はブルーベリーが植えられ、ほかの3筆は耕うんの状態でした。今後はコマツナを作付けするとのことでした。自宅から少し離れた4筆ではウメが植えられ、下草は刈られ、しっかり管理が行われていました。収穫した野菜は自家消費するほか近所へ配っているとのことでした。願出者は平成25年から本格的に就農しましたが、生前から父の手伝いを行っていたこともあり、納税猶予を受ける適格者としてふさわしいのではないかと思います。報告は以上です。

議長 質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第9については、これを証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、証明することに決定しました。

第10「農地の権利取得の届出について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第10「農地の権利取得の届出について」を報告。（2件）

議長

報告は終わりました。ご質問はありませんか。質問なしと認めます。第11「相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第11「相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について」を報告。（2件）

議長

報告は終わりました。ご質問はありませんか。質問なしと認めます。第12「農地所有適格法人の事業状況報告について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第12「農地所有適格法人の事業状況報告について」を報告。（1件）

議長

報告は終わりました。ご質問はありませんか。

農業委員 新規就農時と違い、事業報告の内容がだいぶ簡素で分かりにくくなっているようです。もっと詳しく報告させる必要があるのではないのでしょうか。

事務局 事業報告の内容に関しては農地法 6 条によって項目が定められており、項目に沿った事業報告が提出されました。ただし、事務局では報告書を受け付ける際に決算書などで詳しく確認することとしていますので、今後の総会では分かりやすい報告となるよう検討したいと思います。

議 長 ほかにご質問はありませんか。質問なしと認めます。

以上で、本総会議題の全日程は終了しました。

ここで、本日の議事録の署名をしていただく農業委員を指名いたします。

八王子市農業委員会会議規則第 11 条の規定により、

第 12 番 峰尾 達雄 委員

第 13 番 山田 正 委員

を指名します。よろしく申し上げます。

以上をもちまして、平成 31 年度八王子市農業委員会第 5 回総会を閉会します。

《 午後 2 時 4 5 分閉会 》